

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目24-(5)	環境関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(1)ごみの収集区域、収集回数、収集方法、分別方法については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

所管部会・分科会	市民生活部会・環境保全分科会
----------	----------------

1市3町ごみの分別及び収集状況

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針	
可燃物	1. 収集体制	業者委託	業者委託	業者委託	ごみの収集区域、収集回数、収集方法、分別方法については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。 合併後に収集ブロックの見直し、委託料の積算及び業者選定の統一に向けて協議する。	
	2. 収集回数	週2回	週2回	週2回		
	3. 収集方法	ごみステーション方式	ごみステーション方式	ごみステーション方式		
	4. 収集区域	11ブロック	2ブロック	1ブロック		2ブロック
	5. 委託業者数	7	1	1		1
	6. 収集委託料(平成15年度決算)	40,635千円	6,741千円(不燃物含む)	8,370千円		6,587千円
不燃物	1. 分別方法	資源物 ペットボトル 埋立ごみ	資源物 ペットボトル 埋立ごみ	資源物 ペットボトル 埋立ごみ		資源物 ペットボトル 埋立ごみ
	2. 収集体制	業者委託	業者委託	業者委託		業者委託
	3. 収集回数	資源物 2週1回 ペットボトル 4週1回 埋立ごみ 4週1回	資源物 2週1回 ペットボトル 4週1回 埋立ごみ 4週1回	資源物 月1回 ペットボトル 月1回 埋立ごみ 月1回		資源物 月1回 ペットボトル 月1回 埋立ごみ 月1回
	4. 収集方法	ごみステーション方式	ごみステーション方式	ごみステーション方式		ごみステーション式
	5. 収集区域	3ブロック	2ブロック	3ブロック		2ブロック
	6. 委託業者数	3	1	1		1
	7. 収集委託料(平成15年度決算)	138,464千円	6,741千円(可燃物含む)	1,898千円		1,820千円
紙類資源	1. 種類	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙	該当なし	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙	
	2. 収集体制	業者委託	業者委託		業者委託	
	3. 収集回数	月1回	2カ月1回		月1回	
	4. 収集方法	ごみステーション方式	拠点方式		ごみステーション方式	
	5. 収集区域	15ブロック	1ブロック		2ブロック	
	6. 委託業者数	1(酒田資源リサイクル協議会)	1		1	
	7. 収集委託料(平成15年度決算)	6,097千円(報償金)	407千円(報償金)平成16年9月で廃止		254千円(平成15年8月から実施)	
ステーション状況	1. ステーション数	1,500ヶ所	88ヶ所	46ヶ所	97ヶ所	
	2. 管理方法	自治会管理	自治会管理	自治会管理	地区(自治組織)管理	

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目24-(5)	環境関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(2)粗大ごみの収集方法、処理手数料については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

		所管部会・分科会				調整方針
		酒田市	八幡町	松山町	平田町	
1市3町粗大ごみの収集状況						
粗 大 ご み	1. 収集体制	市の職員が直営収集	八幡町衛生組織連合会から委託を受けた許可業者が収集	松山町衛生組織連合会から委託を受けた許可業者が収集	平田町公衆衛生連合会から委託を受けた許可業者が収集	粗大ごみの収集方法、処理手数料については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。 合併後5年以内に酒田市の直営収集を廃止し、民間委託に移行する。
	2. 収集方法	戸別収集	ごみステーション方式	ごみステーション方式	ごみステーション方式	
	3. 申込方法	電話で環境衛生課に申込	八幡町衛生組織連合会に申込	松山町衛生組織連合会に申込	平田町公衆衛生連合会に申込	
	4. 収集回数	随時	年2回	年2回	年2回	
	5. ごみ処理手数料	<p>200円 アンテナ、衣装ケース、椅子、カラボックス、こたつ板(小)、座椅子、三輪車、照明器具、スコップ、スツケス、スピカ、扇風機、掃除機、トタン(3枚)、戸類(1枚)、柱時計、ふとん、歩行器、ポリ容器、マットレス、ごみ袋(3袋)、アンブ、一輪車(作業用)、乳母車、ガスレンジ、カベット、こたつ板(大)、米びつ、ゴルフバック、サマベッド、自転車(小)、瞬間湯沸器、除湿機、食器乾燥機、炊飯器、姿見、スノダンブ、畳(1枚)、テーブル(小)、電気こたつ(小)、ビデオデッキ、火鉢、ふとん(1枚)、噴霧機(肩掛式)、物干し台、ラジカセ、ワプロ</p> <p>400円 編物機、脚立、鏡台、健康器具、水槽(小)、スキ板、ストフ、チャイルドシート、はしご、ベビベット、ホムタンク(100リットル以下)、ミシン(卓上式)、犬小屋、衣類乾燥機、液晶テレビ(小)、応接用椅子(1人掛)、こたつ(大)、自転車(大)、ステレオ(小)、机、テーブル(大)、電子レンジ、風呂釜、餅つき器</p> <p>800円 オルガン、水槽(大)、ミシン(足踏式)、洗面台、流し台、液晶テレビ(大)、応接用椅子(2人掛以上)、下駄箱(小)、サイドボード(小)、書棚(小)、食器棚(小)、タンス(小)、シングルベッド、ホムタンク(101リットル以上200リットル以下)、リヤカ、冷凍庫(小)</p> <p>1,200円 下駄箱(大)、サイドボード(大)、書棚(大)、食器棚(大)、ステレオ(大)、タンス(大)、マッサージ機、冷凍庫(大)</p> <p>2,000円 エレクトン、ダブルベット、ホムタンク(201リットル以上)、物置(1坪以下で解体したもの)</p>	<p>大 1,000円 小 500円</p>	<p>大 800円 小 500円</p>	<p>大 800円 小 600円</p>	
	6. 手数料の徴収方法	収集時に職員が徴収	申込時に区長、又は環境衛生指導員が徴収	申込時に衛生組織連合会が徴収	申込時に地区衛生委員が徴収	

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目24-(5) 環境関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (3) し尿の収集区域、収集方法、収集手数料については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

所管部会・分科会 市民生活部会・環境保全分科会

1市3町し尿の収集状況

項 目		酒 田 市	八 幡 町	松 山 町	平 田 町	調整方針
し尿の収集	1. 収集方法	許可業者が収集 飛鳥地区は業者委託	許可業者が収集	許可業者が収集	許可業者が収集	し尿の収集区域、収集方法、収集手数料については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。 合併後にし尿収集手数料の統一に向けて協議する。
	2. 収集区域	2ブロック	2ブロック	1ブロック	1ブロック	
	3. し尿収集業者数	2	2	1	1	
	4. 収集手数料 (従量制: 18L当り)	190円	220円	220円	220円	

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目 24 - (5)	環境関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(4) 環境対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、環境基本計画については、合併後に策定する。

1市3町環境対策事業

所管部会・分科会	市民生活部会・環境保全分科会
----------	----------------

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
環境調査	1. 目的	該当なし	生活雑排水が流入する用水路及び河川の水質等の環境現況を把握する。	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐ。 合併後に新市全体の環境調査の見直しを図る。
	2. 内容				
公害防止協定	1. 目的	該当なし	環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業所との間で、事業活動に伴う環境汚染を未然に防止するため、事業者との合意のもとに環境保全協定(公害防止協定)を締結する。	環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業所との間で、事業活動に伴う環境汚染を未然に防止するため、事業者との合意のもとに環境保全協定(公害防止協定)を締結する。	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	2. 内容				
ダイオキシン対策	1. 目的	廃棄物処理法の改正に伴い使用できなくなった家庭用の簡易焼却炉を回収する。	廃棄物処理法の改正に伴い使用できなくなった家庭用の簡易焼却炉を回収する。	廃棄物処理法の改正に伴い使用できなくなった家庭用の簡易焼却炉を回収する。	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	2. 内容				
状況に関する苦情処理	1. 目的	事業活動や日常生活に起因する公害苦情相談に対応する。	事業活動や日常生活に起因する公害苦情相談に対応する。	事業活動や日常生活に起因する公害苦情相談に対応する。	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	2. 内容				
環境基本計画	1. 策定月日	未策定	未策定	未策定	現在策定中の酒田市環境基本計画を尊重しながら、合併後新市の環境基本計画を策定する。
	2. 目標年次				
	3. 計画目標				